報道発表資料

相談解決のためのテストから No.56

平成 25 年 11 月 21 日

独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

# 防水性の繊維製品を脱水中に異常振動が発生し、破損した洗濯乾燥機

## １．依頼内容

「昨年購入した洗濯乾燥機で、敷パット２枚と、綿毛布、タオルケット、おねしょシーツ等を洗濯したところ、脱水時に強い振動が発生し、洗濯乾燥機が破損した。洗濯乾燥機が破損した原因を調べて欲しい。」という依頼を受けました。

## ２．調査

当該品は乾燥機能を有する縦型の全自動洗濯機で、洗濯容量は 9kg でした。

当該品は本体が膨らむように変形しているほか、内部部品などが破損していました。本体が変形している部分は、洗濯槽の上端と位置が一致しており、高速回転中に異常振動を起こした洗濯槽がぶつかったことによる変形と考えられました。

相談者の使用状況を確認したところ、事故発生時の洗濯物はこれまでは一緒に洗ったことはなく、事故時にはじめて写真 1,2 のようにそれぞれ折りたたみ、積み重ねて洗濯機の中に入れ、一般的な洗濯コースで洗濯したとのことでした。この使用状況を踏まえ、同型品及び、相談者より提供を受けた事故発生時の洗濯物による再現試験を行った結果、すすぎ脱水時に洗濯機本体が回転してしまうほどの異常振動が発生し、洗濯機が破損しました（写真 3）。また、この際、洗濯機は脱水を停止するように制御が働き、脱水は中断されましたが、その後の運転は継続されました。

写真 1. 事故時の洗濯物とその入れ方

写真 2. 防水性繊維製品の入っていた状態

6 毛布
5 敷マット
4 タオルケット
3 おねしょシーツ
（防水性繊維製品）
2 枕カバー
1 パジャマズボン

**写真3. 異常振動が発生し破損した同型品**

洗濯槽の中を確認したところ、一番上の毛布が隅に移動していた一方、その他の洗濯物は最初に入れた位置からほとんど移動していませんでした。次に、防水性のおねしょシーツを同サイズの綿製品に交換して同様に洗濯したところ、洗濯物が撹拌（かくはん）され、異常振動は発生しませんでした。このことから、このシーツが洗濯物の撹拌を妨げていたと考えられました。なお、取扱説明書等には「防水性のものを洗濯しない」「毛布等の大物はネットに入れるか、専用の洗濯キャップを使用し、専用のモードで洗濯する」等の注意、警告表示が見られました。

以上、今回の事故は、洗濯機で洗濯してはならないとされる防水性の洗濯物が撹拌を妨げていたことや、すすぎ脱水のための高速回転中に、上方に入れられていた、サイズ、質量の大きな洗濯物が遠心力により移動したため、洗濯槽のバランスが崩れ、異常振動が発生して洗濯乾燥機が破損したものと考えられました。

今回の異常振動の要因は使用方法にあると考えられますが、このような異常振動が生じた場合には運転を中止する機能が働くよう、商品には改善が望まれました。

## ３．解決内容等

依頼センターがテスト結果を元にあっせんを行った結果、事業者は８月から同種商品の取扱説明書の注意表示を変更し、以前からあった「防水性衣料・繊維製品を洗濯や脱水しない」という項目に、「毛布などの大きな洗濯物を折りたたんだ状態で積み重ね、洗濯しない」旨の内容（図１）などを追加しました。なお、今回のテスト結果を踏まえ、異常振動が発生した場合はエラー表示を行い、運転を中止するように変更するとのことです。

事業者は依頼センターのあっせんに応じ、相談者に対して原因及び今後の対応についての説明を行うなどの対応が取られました。

**図1. 製造者が追加した取扱説明書の注意表示の一部**
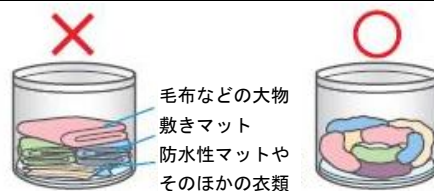
●毛布などの大物の洗濯物を折りたたんで重ねて洗濯しない
折りたたんだ衣類の固まりが、脱水中に突然バランスをくずし、異常振動が発生するおそれがあります。脱水時の異常振動により、洗濯物が飛び出したり、衣類が破損したり、洗濯乾燥機や周囲の壁や床などを損傷するおそれがあります。

本件問い合わせ先
商品テスト部：042-758-3165